

ハッ場ダム問題に関する部門意見

2011年12月7日

民主党政調査会長 前原誠司 様

民主党国土交通部門会議

ハッ場ダム問題分科会の経緯

国土交通部門会議は、去る11月15日、政調役員会了承のもとに「ハッ場ダム問題分科会」を設置し、以後6回にわたり党所属議員が会合し、「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討」について、国土交通省からの説明を聴取した上で意見交換をおこなってきた。

分科会は、この「検証」が、①平成21年12月3日、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるために発足した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」によって作成された「中間とりまとめ」（平成22年9月27日）に従ったスキームであること、②検討主体とされた関東地方整備局が「再評価実施要領細目」に沿って「総合的な評価の素案」をまとめるとされたこと、③素案をもとに、パブリックコメント、学識者・関係住民の意見聴取、関係自治体による「検討の場」を経て「対応方針（原案）」を決定し、さらに事業評価監視委員会の了承を得て「対応方針（案）」として国土交通省に報告されたこと、④12月1日に開催された有識者会議は、この検証が「中間とりまとめ」の「共通的な考え方に沿って検討されたかどうか」について意見を述べたものであること、を理解している。しかし同時に、このスキームでは実質的な検証は検討主体＝事業主体でしか行えないと考えられる。

分科会は与党の機関であり、われわれは与党の議員である。上記①～④のプロセスが政府（国土交通省）の「予断なき検証」の一環として遂行されている以上、与党からの発信が「予断」につながりかねないとの自制心で党や政策調査会における検討を控えてきた。しかしながら、有識者会議の意見聴取の後に為される⑤「国土交通大臣の判断」は、政権交代時の「マニフェスト」に掲げた重要政策の変更につながる可能性があるから、与党議員が広く自由な意見交換をする場として分科会が設けられたものである。

分科会の初回の議論で、「建設事業を継続する場合には反対派（中止派）から、中止する場合には推進派（継続派）からの、一定の納得が得られるような説明がなければならぬ」という意見があり、ほぼ全員が賛同した。したがって、各議員は素案の様々な検討項目に対し詳細な説明を求め、国土交通省からは補足説明に加えて、可能な限りの資料提出を受けつつある。しかし「検討の場」も「事業評価監視委員会」も、検討すべき項目を検討してあるとの外形的事実をもって短時間で了承したものと受けとめている議員は多い。

今回の検証スキームの基礎となっている「中間とりまとめ」について、国土交通部門会議は事前も事後も報告を受けていない。当時（平成22年9月27日、これに基づいて28日に国土交通大臣から関東地方整備局長に検討実施の指示）は代表選挙に伴う内閣改造直後で政策調査会の再編過程にあり、座長も空席だったという事情があるが、現在の政調の位置づけからすれば異例である。それが議員の中にある「議論が尽くされていない」という思いを醸成する一因につながっていることを付記する。

同時に、だからこそ分科会においては真摯な議論を重ねたし、所定の検証スキームから外れる事項の質問や資料請求があった場合にも国土交通省からは丁寧な対応がなされた。このことに対し、部門会議、分科会として改めて謝意を表す。

意見

1. 「八ッ場ダムの対応方針」を決定する「国土交通大臣の判断」を協議するに際しては、国土交通部門および分科会における議論を勘案して対応されることを望む。
2. 対応方針案は「継続が妥当」と結論づけているが、「十分な検証の結果」だとは納得できなかった者が多かった。
3. しかしながら、議論の中にあつた「中止」の結論を導こうとする場合には、更なる検証が求められる。その場合、治水目標流量や水需要についての基本認識に関しては、政治も役割を担うべきである。
4. 分科会では「より十分な説明」を求める声が多く、また、「中間とりまとめ」に示された手順や手法から乖離した検討ではないかとの指摘も多かったため、関東地方整備局に対して「再検討を行うことを指示」（P65）という判断もあり得ることも考慮されたい。

議員からの発言

1. 有識者会議が「事業主体」を「検討主体」としたことは、どう考えても適切とはいえない。第三者委員会方式が万能とは思わないが、少なくとも利害を共にしない機関や団体の知見を採り入れ、検証する態勢に改めるべきであった。予断を排する観点から、「中間とりまとめ」の最も容認できない部分である。
2. 東日本大震災と巨大津波を経験した今、われわれは、「自然が起こす災害には際限がないこと」と同時に「完全な防禦は出来ないこと」も学んだ。つまり気象や地質学上の知見、史料・古文書など過去のデータで一定の規模を予測して備えることの危うさ、無力さを知った。この「減災」の思想や多重防禦に対する省察を治水事業にどう活かすか。対応方針の決定にあたっては、たとえば目標高水の設定などに応用するとどうなるのかを考えなくてはならない。
3. 素案の公表後に関東地方整備局が検討を依頼した学識者は、平成18年に河川整備計画の策定準備の際に依頼したのと同じ顔ぶれに再び声をかけたというが、この人選の適否はともかく、事業主体が関わらずにメンバーを選ぶ方法もあったのではないか。
4. 目標流量について、今回、八斗島地点において $17,000\text{m}^3/\text{s}$ とした（4-P11）。その「注」、「補足」、更にその「注」が記されているが、実現可能性を考慮したとはいえ、この数値の信頼性は十分に納得されていない。
5. 日本学術会議の分科会に依頼した基本高水の推定値について、測定値の採用期間を明治34年以降とするか大正15年以降とするかによって得られる結果が異なっている。推定値の上ぶれが起きる可能性を含め、モデル推計に関して国土交通省はいかに考えているか。
6. 利根川水系河川整備基本方針における基本高水のピーク流量は $22,000\text{m}^3/\text{s}$ とされているが、この数値について、国土交通省の責任において帰無仮説「 $22,000\text{m}^3/\text{s}$ は過大評価でない」を検定すべきである。
7. ダム建設事業への参加を前提とした暫定水利権を、中止後には安定水利権に変えられるのであれば、利水参画者は「推進」の立場を変更できないのは当然である。暫定水利権の延長や「正常流量」の修正など、水利権について柔軟かつ抜本の見直しをすべきである。
8. ダム本体および代替地周辺における地質の問題、浅間山大噴火の可能性など、安全についての検証が十分とはいえない。

9. 継続の可否を決定するにあたっては、関係住民や自治体の不安を生じさせないよう、生活再建のための法整備が伴う必要がある。
10. 会計検査院から、ダム建設事業の費用と便益の算定方法が確立されていないと指摘されている事実について、重く受けとめるべきである。
11. 利根川の治水・利水事業には安土桃山時代から400年を越える歴史があり、とくに江戸時代初期の東遷、明治から昭和初期に至る築堤・河道掘削・捷水路・遊水地などによる治水、昭和22年のカスリン台風による大水害後のダム建設など、時代と技術の進展に応じ、期を画し重点を変えつつ実施されてきた。「中間とりまとめ」では個別ダム検証の理念として「2004年をピークとした人口減少の進行」を背景要因の一つ（他は少子高齢化と長期債務負担）として掲げている。しかし、対応方針案は検証にあたってこの視点を看過もしくは軽視している。
12. 「中間とりまとめ」に規定する水需給計画の点検にあたって、検討主体は「人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認」（P45）しなくてはならないが、実際は各利水参画者から予測推計に基づく計画を提出させただけである。最新の実績値を確認すれば一日最大給水量も、一人あたり最大給水量も減少傾向は明らかであるから、利水参画者に対し直近の実績値に基づいた需要予測を求めるべきであった。
13. 富士川河口から利根大堰への導水計画を検討してコストが極めて高くなることを強調しているが、導水ならば225kmもある富士川からでなく、より近距離の水系で試算すべきである。
14. ハッ場ダムが堰止める吾妻川の水質については、酸性が強く中和対策が必要なことは僅かに触れられているが（P42、別にP182）、昨今指摘されているのは砒素の問題である。とくに建設予定地の貝瀬地区では現在（平成23年10月19日）も基準値（0.01mg/L）の4倍の数値（0.042mg/L）が検出されている。これは関東地方整備局が委託調査して承知しているデータであるのに、「吾妻川の水質」の項目から記述が欠落（高濃度かどうかの判断も含めて）しているのは適当な検証とはいえない。
15. 水没予定地の住民は、最初は反対でも苦渋の決断で廃業したり代替地に移転している。その深い思いを考えれば、継続して完成させたほうがよい。
16. 民主党は地域主権を標榜しているのだから、地方公共団体がこぞって推進を希望し、議会も決議をしている案件について、地方の意向に背くことが適当なのか。